

令和 8 年度 第 1 回小樽市環境審議会 議事概要

1. 開催日時 令和 8 年 8 月 24 日(月)13:55~15:23
2. 開催場所 小樽市役所別館 3 階 第 2 委員会室
3. 出席者 (審議会委員) 11 名、(事務局) 6 名
委員：八木会長、福原副会長、加藤委員、栗林委員、小紙委員、斎藤委員、
坂本委員、高野委員、土田委員、檜垣委員、湊委員
事務局：生活環境部：鈴木部長、由井次長
環境課：渡部課長、澤田主査、加野主任、佐藤主事
傍聴者：なし

4. 次第

1. 開会
2. 議題
(1) 審議事項
①「小樽市自然環境等と再生可能エネルギー発電等事業との調和に関する条例」の制定について
3. その他
4. 閉会

<配付資料>

- 小樽市環境審議会委員名簿
- 座席表
- 資料 1 前回審議会における意見及び市の考え方
- 資料 2 条例の骨子(案) 前回審議会からの変更点
- 資料 3 手続等の流れ
- 資料 4 小樽市自然環境等と再生可能エネルギー発電等事業との調和に関する条例(原案)

5. 議事概要

(1) 審議事項

- ①「小樽市自然環境等と再生可能エネルギー発電等事業との調和に関する条例」の制定について
 ～事務局より資料1、資料2、資料3、資料4を用いて説明～

【質疑応答】

A委員	事業者名の公表とあるが、どのように公表するのか。
事務局	事業者名、違反内容を公表することになる。
A委員	そうではなく、どのような媒体を用いるのか。
事務局	市役所のホームページなどを想定している。
A委員	手数料について、他の自治体の状況や、金額はどうか。
事務局	道内では釧路市は新規8万円、変更4万円を設定している。ただし、特別保全区域であれば新規38万円、変更19万円としている。白老町は面積に応じて設定しており、1万5千円～52万円と設定している。本市はあくまで事務作業が新規・変更に変わりなく、人件費や事務手続きに係る費用の積上げをした結果、8万円という設定とした。
B委員	許可・不許可が通知される前に、保証金を預けなくてはならないのか。
事務局	許可後の場合、預入をしないトラブルの恐れがあるため、許可前に保証金を預入することとしている。不許可となった場合は契約解除の後、返金となる。
B委員	現在までの申請の流れについてはどうか。
事務局	現在は許可ではなく届出であり、流れは異なる。
B委員	検討委員会や住民説明会がなく、損害賠償保険への加入も行っていないということか。
事務局	住民説明は実施している。損害賠償保険についてはガイドラインとして設定はないが、国の努力義務となっている。基本的に加入しているものと認識している。
B委員	現在までの届出についての対応はどうか。
事務局	関係条例等、市役所内部で照会をかけ、必要な手続等の助言を行ってきた。
B委員	建ててからの運営や維持管理等の報告はされていなかったということか。
事務局	ガイドラインで規定していないため、維持管理状況の報告は受けていない。補足になるが、今現在もガイドラインを策定していない自治体はある状況で、自治体によってステップが異なる。本市は以前に太陽光発電についてトラブルがあったという経緯もあり、他市よりも早くにガイドラインを策定した。当時はガイドラインということもあり、許可・不許可まで踏み込まず、市の考えに基づき、近隣住民に迷惑をかけないことを踏まえた内容でガイドラインを策定した。ただし、釧路の事例等もあるので、より強制力の強い条例という形を目指し、皆様の審議を図りながら作っている段階である。
B委員	この条例はこれから新しく作る施設に対して適用されるのか。
事務局	そうである。
B委員	既存の施設には適用されないのか。

事務局	条例は施行した後の制約となるため、施行前に設置した事業者に対しての適用は難しい。
会長	賠償責任について、どの程度の賠償を想定しているのか。本州では水害発生時、太陽光発電設備が水上で燃えて、それが原因となって山火事が実際に起こっている。山火事による出火は賠償責任でカバーできないと思うが。
事務局	現在のところ、規模に応じた設定はしていない。既に設定している自治体へ想定内容などを含めて確認する。
会長	この審議会後、パブリックコメントになると思うが、パブリックコメントの前段階で条文形式となるのか。
事務局	原案の状態で公開する。
会長	条文形式となるのは次の審議会ということか。
事務局	議会提出前に条文形式で示すことはできない。
C委員	海上にある風力発電にも対応しているのか。
事務局	洋上風力については、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律でルールを定めている。本条例における風力発電は、陸上風力を対象としている。
B委員	この文章では、第1条の目的が何と何の調和なのかが分からない。
事務局	文言は検討する。
B委員	説明会は、居住の有無に関係なく100メートル以内の住民が対象で、範囲外の一般市民については、説明会をしなくてもよいということか。
事務局	地域外からの参加は禁じておらず、事業者は100メートル以内の住民・企業等に説明することを義務付ける条例である。また、300メートル以内という設定についても同様としており、居住の有無に関わらず、土地の所有者等も対象とするため、近隣住民等としている。
会長	100メートル以内に私有地があったときは、私有地の持ち主に案内がいくことになる。さらに言えば、周知はするが、出席者がいなければする必要がないということである。
B委員	範囲外であっても、付近に住んでいて、説明会を聞きたいという場合はどうか。
事務局	個別に訪問するのであればその範囲内ということになる。町内会というくくりで考えれば可能ではあるが、事業者の説明会の方法にもよる。
会長	公共施設ではなく、私有地の中で営む個人の事業であり、誰でも参加可能で、反対意見を言えるということは出来ない。
B委員	これだけの手順を踏まえるのであれば、興味を持つ住民はいると思うが、この条例の規定では参加できないということか。
事務局	参加できないのではなく、100メートル以内に関係していなければ説明しなければならないという規定に入っていないことである。
B委員	説明を聞きに行ってもよいということか。
事務局	規定していないので、事業者の説明会の開催方法による。
A委員	工事完了予定年月日について、工事着工後に工事が停止したままになった場合はどうか。
事務局	許可後、1年間工事を行っていないければ、取消しという形をとる。また、許可又は変更許可を受けた日から起算して5年を経過した日までに

	正当な理由なく設置工事を完了しなかったときに許可を取り消せることとしており、工事が途中で停止し、許可をした日から5年を経過しても設置未完了の場合には許可を取り消すことにしている。
会長	時間はかかるが、5年以内に完了しなかった場合、許可の取消になるということであり、保証金で撤去、廃棄に係る費用を賄うという意味で理解した。
D委員	資料4の4ページの6.禁止区域について、冒頭に自然環境、景観、生活環境等とうたい出しがあるが、景観関連で読み取れる条例がない。小樽市は景観条例を持っているはずであり、該当区域は除くべきではないか。
事務局	景観条例に対応している区域は禁止区域の中に入れていないが、景観という意味合いでは文化保護法等で、建設されている建物に対し、景観を脅かさないこととなっている。
D委員	なぜ、入れないのか。
事務局	禁止区域として設定している区域については、法律等で規制のあるものとしており、行為が禁止されているもの、行為に当たって許可が必要なものとしている。本市の景観条例については、一部届出が必要なものを除き、法律と同等の強い規制がかかっているものではなく、今回禁止区域から除外とした。
D委員	景観法に基づいて条例を制定しているので、せめて運河周辺などの特別景観形成地区は審査ではなく、禁止区域としていいと思うが。
事務局	検討する。
A委員	事業者が変更になった場合の保証金や損害賠償保険についてはどうか。
事務局	保証金については、変更前の事業者と質権設定を交わし、設定する。新たな事業者に変更となった際は、承継した事業者と質権設定で保証金を設定し、変更前の事業者との契約を解除する。 損害賠償保険については、加入が基本となり、未加入であれば取消しの対象となるため間違いなく入ってもらうこととなる。
A委員	損害賠償責任保険について、毎年、支払や更新手続きがあるのか。
事務局	そう思う。
A委員	事業者がその手続きを怠った場合はどうか。
事務局	定期報告の中で、損害賠償責任保険の加入を示す書類を提出しなければならないとしており、毎年確認する。
会長	廃止等の届出について、事業終了時、廃止の届出だけで済むというのは違うのではないか。委員会の開催まではしなくとも、審査や原状復帰の確認が必要ではないか。
事務局	事業廃止時に届出を行い、廃止後に再度届出を行う。解体不能となった場合は、保証金にて行政代執行の可能性はある。
会長	外国資本など、いなくなってしまう場合はどうなるのか。本州などで事業者自体がいなくなってしまう問題が起きている。保証金による原状復帰の際、物価上昇や撤去費用が賄えない場合を想定した積増しになっているのか。
事務局	現状で、20年後の金額設定について、想定がつかない部分がある。質権設定契約の中で金額の変更について検討する。
会長	金額の問題だけではなく、原状復帰についての確認すらいらぬ内容に

	思う。
事務局	検討する。
会長	パブリックコメントの中身を反映させるのは事務局でよいか。
事務局	パブリックコメントを事務局で取りまとめた後、どのようなかたちにするかをもう一度この会議で審議いただく。繰り返しになるが、市議会へ報告し、原案のままパブリックコメントにかけて、意見を頂戴した上で、次回、皆様に審議いただく。
D委員	条文形式で見ることができるのはいつか。
事務局	今後の予定に記載のとおりであるが、議会への議案提出後になる。条文形式で見せられるタイミングになれば示す。
C委員	9月30日で任期満了となるが、今回の審議会にて任期満了ということではよいか。
D委員	半数以上が交代となるが、新委員がここまでの過程が分からずに承認するということか。
会長	経緯の説明を行い、委員は変わるが審議会という組織が継続していると考えればよい。
D委員	これまで審議会の委員として出席し、最後にいないというのは釈然としない。
事務局	任期については規定がある。審議会の方向性や議論経過はしっかりとフィードバックしていく。
A委員	事故や災害により、壊れて修理するとき、報告の規定はあるのか。
事務局	事故の際は報告させることとしている。資料4、15ページ、25.事故等の項目で、施設の損壊や周辺地域の環境保全に支障が出た際は報告しなければならないこととしている。事業廃止となる際は廃止の手続きを踏むこととなる。
A委員	事業継続の場合、修理等に関する工事についてはどうか。
事務局	制約はしていないが、立入り等で確認していく。

3. その他

- ・第2回審議会の日程について
- ・おたるデコ活チャレンジ2026について

質疑なし